

北広島市次世代育成支援特定事業主行動計画に基づく 平成22年度の措置の状況

この計画に基づく平成22年度の措置の状況についてお知らせします。

1 情報提供

「北広島市職員の子育て支援ハンドブック」の改訂版を作成し、庁内イントラネットを通じて公開しました。また、育児休業制度の改正について職員に周知しました。

2 相談体制

職員課において、各種制度等に関する個別の相談や質問に対応しました。

3 休暇等の取得状況

休暇等の種類	説明	取得人数	取得日数等
配偶者出産休暇	子の出生時の父親の特別休暇。 3日まで取得できます。	3人	5日5時間
配偶者の産前産後期間の子の養育のための休暇	配偶者の出産予定の6週間前から出産後8週間までの期間に小学校就学前の子を養育する職員がその養育のため、5日まで取得できます。	2人	7日2時間
育児時間	生後1歳未満の子の養育のため1日2回、1回60分取得できます。	—	—
子の看護休暇	小学校就学前の子を養育する職員が病気やけがをした子の世話をするため、年間5日まで取得できます。 ※対象となる子が複数の場合は年間10日	15人	49日2時間
育児休業	職員が3歳に達する前の子を養育する場合に取得できます。	5人	—
育児部分休業	職員が小学校就学前の子を養育する場合に、1日2時間以内の部分休業ができます。	2人	各1年間
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する職員が、育児のため1日又は週当たりの勤務時間を短縮して勤務できます。	—	—

この他、平成22年度は計画期間(17年度～26年度)の後半のスタートの年であり、計画の見直しを行いました。